

市制 55 周年記念市勢要覧等制作及び記念映像制作業務仕様書

1 市制 55 周年記念事業の基本的な考え方

本市は、令和 3（2021）年の鈴木バイオリン製造㈱の本社工房の誘致を機に、音楽（バイオリン）を活用した施策に力を入れており、市内全小学生のバイオリン授業や大府みどり公園野外クラシックコンサート、スズキ・メソードを実践する才能教育研究会との連携協定の締結など、様々な事業を展開しています。

鈴木バイオリン製造の歴史や竹澤恭子さんをはじめ、水野紗希さん、佐藤桂菜さん、進藤実優さんといった優れた演奏家、バイオリンが紡いだ長野県木曽町・松本市、岐阜県恵那市との交流などは、本市の独自性を有する文化・歴史的な資源です。この地域資源を市民と共有し、文化として育むことは、地域の活性化や音楽を通じた社会包摂の促進などに寄与し、本市の新たなアイデンティティの形成につながります。

市制 55 周年を迎える令和 7（2025）年は、鈴木バイオリン製造株式会社の創業者である鈴木政吉の長男・梅雄が大府分工場を建設した年（昭和 10（1935）年）から 90 年を数える年です。本市は、市制 55 周年を音楽（バイオリン）をまちづくりに活用する「音楽のまち・バイオリンの里おおぶ」を根付かせる契機とし、記念事業は、「健康と音楽（バイオリン）の調和」をテーマに、文化振興、交流、学校・社会教育、こども・子育て、にぎわいの創出、公園の魅力向上、シティプロモーションなど、あらゆる視点で多彩な事業を展開します。

2 業務内容

- ・ 市勢要覧（令和 6・7 年度）
 - ・ ロゴマーク・キャッチコピー等（令和 6 年度）
 - ・ フラッグ広告（令和 7 年度）
 - ・ 記念映像（令和 6・7 年度）
- ※すべての業務に統一感を持たせた提案とすること。

【市勢要覧】

- ・ バイオリンの里おおぶの実現を目指した事業やこどもどまんなか関連事業など、大府市が次世代に向けて歩み始めた事業等を中心に、大府市の魅力が詰まった、写真で魅了する市勢要覧を制作すること。
- ・ 「1 市制 55 周年記念事業の基本的な考え方」をベースに「健康と音楽」が具現化されるような市勢要覧を心掛けること。
- ・ 広報大使を活用したインタビュー記事等を掲載すること。

- ・ 大府市広報大使の俳優・清水くるみさんを表紙等で起用すること。出演料等は、記念映像に含めることとし、映像制作班と日程調整をした上で、起用すること。
- ・ 本業務で制作するロゴマークを掲載すること。
- ・ 以下の市に関する事項を掲載すること。
 - ①音楽（バイオリニストの竹澤恭子さん・水野紗希さんが出演する各種バイオリンイベント、野外クラシックコンサート、小学校でのバイオリンを活用した音楽授業、若き演奏家の佐藤桂菜さん・進藤実優さんによるイベント）
 - ②スポーツ（例 大府市民球場など）
 - ③こども・教育（例 吉田保育園、手厚い各種子育て支援、小学校の水泳授業民間委託、中学校部活動の地域移行、タブレット端末を活用した授業、こどもの体力向上プログラム、自校調理方式の給食）
 - ④ゼロカーボンシティ（例 都市鉱山メダルプロジェクト、木材を活用した取組、アサギマダラ飛来拠点づくりプロジェクト、EVバス、おもちゃの回収）
 - ⑤都市間交流（ポートフィリップ市・韓国洪城郡との海外交流、友好都市・岩手県遠野市を始めとする国内交流）
 - ⑥健康都市おおぶとしての歩み（例 WHO 表彰・AFHC 表彰）
 - ⑦地方から国のカタチを変える（例 新型コロナウイルス感染症に関する各種支援、各種認知症施策）
 - ⑧農業（例 ぶどう、木の山いも、ジャンボなし、伝統野菜、有機農業、スマート農業、げんきの郷）
 - ⑨商工業（例 豊田自動織機、愛三工業、住友重機械工業、ふるさと納税）
 - ⑩公園、緑道（例 あいち健康の森公園、大府みどり公園、鞍流瀬川緑道、石ヶ瀬川緑道、竹林の小径）
 - ⑪市の概要（例 市民憲章、市公式イメージ曲、市の木、市の花、大府市公式マスコットキャラクターおぶちゃん、大府市ビジュアルプロモーションマーク、歴史）
 - ⑫市長メッセージ

（１）業務概要

全体の調整（構成・デザイン）、撮影・取材・ページ制作、翻訳、校正、印刷製本、納品

（留意点）

①企画・構成・デザイン

プロポーザルで採用した企画案は参考とし、市の要望に応じて、修正・再立案に対応すること。

②イラスト

イラストタッチについては、受託者より提示を行うこと。

③撮影・取材・資料収集・原稿作成

取材の計画を提示すること。市民インタビュー等を必要とする場合は、受託者が企画し主導で行うこと。その際の取材対象との連絡調整は、場合により市が協力するものとする。また、取材の際、取材対象者に使用用途の説明と撮影・使用許可を得ること。過去の資料や統計資料などについては、必要に応じて、市が提供する。原稿作成は、受託者の取材により、デザインに合うように考案すること。必要に応じて市が情報を提供すること。

④翻訳

日本語の文章のみ印刷用で作成し、別に日本語表記を英語表記に置き換えたウェブ版の冊子を制作する。ただし、英語表記の場合に限り、綴じ方を左綴じとする。

⑤校正

全体校正 4 回以上、色校正 3 回とし、部分校正は市の指示があれば随時とする。

⑥打合せ

市からの要請があれば、随時協議を開催するものとする。打合せには、協議内容に合わせ、原則、業務制作に携わる者で行うものとする。また、打合せ後に議事録の作成をすること。

⑦カメラマン

カメラマンのプロフィールを提出すること。

⑧広報大使との調整、インタビュー

広報大使との調整は市が行い、企画、インタビュー、記事作成、撮影は受託者が行う。大府市外でのインタビュー、撮影にも対応することとし、広報大使の交通費など取材にかかる経費（公職者、市職員以外）は、本委託内で対応すること。

（２）仕様

仕様／A 4 判 全頁カラー 36 頁（表裏表紙 4 頁＋本文 32 頁）、金箔押し有紙質／ゼロカーボンを意識した紙質

部数／3,500 部

製本／無線綴じ

（３）納品方法 100 部 1 束

（４）納品先 大府市企画広報戦略課

（５）納期 令和 7 年 8 月 20 日（水）までに

（６）その他

- ・ 市勢要覧に使用した写真のデータ及び冊子の PDF データも納品すること。
- ・ 写真については、市勢要覧以外の市の広報活動で使用する場合があります。
- ・ 上記に定めなき事項は、双方協議の上決定する。
- ・ プロポーザルで「その他提案」した内容は、双方協議の上決定する。

【ロゴ・キャッチコピー等】

- ・ 令和 4 年 11 月に決定し、市内外で広く浸透しつつある、市のイメージを視覚的に表現した大府市ビジュアルプロモーションマークをベースに、マークの製作者である中川亮さんと受託者が連携して、親しみやすいロゴ・キャッチコピーを制作すること。
- ・ ロゴ・キャッチコピーの完成後に、記者会見等用バックパネルを制作すること。

(1) ロゴ

① 業務概要

令和 6 年度／ロゴのアレンジ・デザイン・納品

(一次納期：令和 6 年 7 月 5 日(金) 最終納期：令和 6 年 8 月 22 日(木))

② 留意点

- ・ ロゴは、中川亮さんと受託者が連携した上で、3 案のアレンジ、デザインを行うこと。(一次)
- ・ 受託者が仕上げたデザインを市で 1 案に絞り、そのデザインの横長、縦長などいくつかのパターンを制作すること。(最終)
- ・ ロゴと併せて、市制 55 周年記念事業で市が使用する広報媒体（チラシ、ポスター、ウェブサイト、フラッグ広告、記念グッズ等）において、市制 55 周年を一貫したイメージで訴求できるデザインを提案すること。
- ・ 中川亮さんへの謝礼は、10 万円（源泉所得税額含む。）とし、本委託内で対応すること。

(2) キャッチコピー

① 業務概要

令和 6 年度／キャッチコピーの制作・納品（納期：令和 6 年 7 月 5 日(金)）

② 留意点

- ・ キャッチコピーは、市が示す基本的な考え方を基にして、複数案（3 案程度）を制作すること。
- ・ キャッチコピーの制作には、キャッチコピーのフォント・色等の視覚的なデザインを含めること。

(3) 記者会見等用バックパネル

① 業務概要

令和6年度／記者会見等用バックパネルの制作・納品（2基）

（納期：令和6年8月20日（火））

② 留意点

- ・制作については、市と仕様等を十分に協議した上で、デザインすること。
- ・令和6年8月23日（金）の大府市長8月定例記者会見で活用すること想定して、制作すること。
- ・現在使用している記者会見等用バックパネルの骨組み（フレーム）を活用することを前提に、ボードのみ制作すること。

【フラッグ広告】

- ・市制55周年を多くの市民等に周知することを目的として、JR大府駅・共和駅、本市公共施設等に設置するフラッグを制作し、設置すること。

(1) 業務概要

令和7年度／全体の調整（構成・デザイン）、制作、納品、設置

（留意点）

①企画・構成・デザイン

プロポーザルで採用した企画案は参考とし、市の要望に応じて、修正・再立案に対応すること。

②打合せ

市からの要請があれば、随時協議を開催するものとする。打ち合わせには、協議内容に合わせ、原則、業務制作に携わる者で行うものとする。

③設置

設置にあたり、市の関係部署と設置日などを協議した上、安全第一として受託者が設置すること。

(2) 仕様

仕様／①縦80cm×横60cm程度、②縦60cm×横80cm程度

部数／①80枚、②20枚

(3) 設置場所 JR大府駅周辺及びJR共和駅周辺の街路灯等

(4) 納品先 大府市企画広報戦略課

(5) 納期 令和7年7月31日（木）※設置を含む。

【記念映像】

- ・ 公開は令和7年9月の市制55周年記念式典を最初とする。
- ・ 大府市広報大使の俳優・清水くるみさんを起用すること。起用にあたる出演料等（2泊3日を想定。衣装代・宿泊費・交通費を含む）は110万円（税込）とし、本委託内で対応すること。出演にあたり、日程調整をする際は、市勢要覧制作班とも十分に調整し、効率的に撮影にかかること。
- ・ 「①バイオリンの里」「②大府からつなぐ平和の笑顔編」「③こどもが輝くまち編」の3本の映像を作成すること。映像は最初または最後に大府市のクレジットを入れるなどして、単体で活用できる状態にすること。
- ・ 制作完了後にYouTube広告を実施する。広告にかかる支払いは、受託者が行う。

（1）業務概要

令和6年度／全体の調整（構成・シナリオ作成）、撮影・取材

令和7年度／撮影・取材、編集、校正、ナレーション吹き込み、納品

（留意点）

① 企画・構成・デザイン

- ・ ①バイオリンの里は、10～15分程度とする。大府市広報大使の俳優・清水くるみさんを起用することを想定し、バイオリンの里の実現に向け、過去から現在までにつながる大府とバイオリンとの歴史をショートドラマ仕立てに制作した映像とすること。市制55周年記念式典のオープニングで流すことを想定しているため、市の式典担当者と十分に調整し、オープニングムービーの終了とともに式典が始まることを想定した映像にすること。制作にあたり、受託者において、エキストラの募集を行うことを前提とし、市と協議した上で募集すること。
- ・ ②大府からつなぐ平和の笑顔編は、30秒～1分程度とし、各課がさまざまな場所で活用できるようショートPR動画として制作すること。大府市広報大使の俳優・清水くるみさんを起用することを想定し、平和へ向けたメッセージとなる映像にすること。
- ・ ③こどもが輝くまち編は、30秒～1分程度とし、各課がさまざまな場所で活用できるようショートPR動画として制作すること。妊娠・出産から育児までの切れ目のない子育て支援施策をPRし、赤ちゃんから高校生までのこどもたちの笑顔と活気があふれる映像にすること。

② イラスト

イラストタッチについては、受託者より提示を行う。

③ 撮影・取材・資料収集

取材の全体計画及びロケーションスケジュールを提示すること。市民

インタビュー等を必要とする場合は、受託者が企画し主導で行うこと。
取材対象との連絡調整は、場合により市が協力するものとする。また、
取材の際、取材対象者に使用用途の説明と撮影・使用許可を得ること。
過去の資料や統計資料などについては、必要に応じて、市が提供する。

④ 校正

校正 3 回以上とする。部分校正は市の指示があれば随時とする。

⑤ 打合せ

市からの要請があれば、随時協議を開催するものとする。打ち合わせ
には、協議内容に合わせ、原則、業務制作に携わる者で行うものとする。
また、打合せ後に議事録の作成をすること。

⑥ 放映媒体

市制 55 周年記念式典、地元ケーブルテレビ、市公式ウェブサイト、
市公式 SNS、市の公共施設、市が主催または出演するイベントの会場
等

⑦ 納品物

- ・ DVD 5 枚、ブルーレイ 5 枚
- ・ 「. MPEG4」「. MP4」「. AVI」「. WMV」形式で映像を収めた DVD 1 枚
- ・ DVD ラベルを作成・印刷し、ラベルデータも納品すること。

(2) 納品先 大府市企画広報戦略課

(3) 納期 令和 7 年 12 月 25 日 (木)

3 著作権等の権利関連の取扱い

本業務を遂行するに当たり、作成する市勢要覧、記念映像で使用する画像、イラスト、音楽等の素材は、不特定多数への配信を目的としていることから、その権利等について次のとおりとする。

- (1) 受託者から納品される成果物の使用に関する全ての権利は、市に帰属する。(著作権(著作権法 27 条及び 28 条の権利を含む)の譲渡を受ける。)なお、第三者が所有する既存の素材を利用する場合は、受託者の責任において、無償での利用に関して権利者や関係機関への了承を得ることとする。
- (2) 受託者は、使用用途に応じて、適切に著作権の処理を行う。
- (3) 受託者は、権利から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。
- (4) 肖像権については、受託者の責任において、撮影前に権利者や関係機関への了解を得ることとする。
- (5) 上記以外の意匠等の権利が発生する場合は、受託者の責任において、撮影・使用前に権利者や関係機関への了解を得ることとする。

4 その他

- (1) 本業務に伴い、知り得た個人情報等について、取扱いに十分配慮し、他に漏らさないこと。
- (2) 定められた期間内に本業務を完了できるよう、作業の円滑化に努めるため、十分な経験と技術力及び調整能力を有する技術者を従事させるとともに、事業内容を総合的に評価でき、かつ作業進行を適切に処理できる責任者を置くこと。
- (3) 令和7年度については、予算が認められなかった場合は、委託契約を締結しない。
- (4) 上記に定めのない事項については、双方の協議により処理するものとする。